

新制度における重要事項説明、運営規程、利用契約書等について

1 趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、長井市では「長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年市条例第 39 号）（以下「条例」という。）を定めました。

各施設・事業者においては、この条例に基づき、保育・教育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ることと規定されています。

2 対象施設・事業者

新制度での給付対象となる施設・事業すべて

（認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

3 重要事項の説明について

保育・教育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対して、下記を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければなりません。また、保育施設の見やすい場所に重要事項を掲示することが必要です。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 職員の勤務体制
- (3) 利用者負担
- (4) 連携施設の種類、名称、連携協力の概要（地域型保育事業）
- (5) その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項

- ・保護者説明会等の場で配布するなど説明して、同意を得てください。重要事項の説明の署名及び同意の署名の文書については、原本を園で保管し、写しを重要事項説明書とともに保護者に交付してください。
- ・重要事項説明書に記載すべき事項が「入園のしおり」等の書類で網羅されている場合には、重要事項説明書を別途作成する必要はありません。

○重要事項説明書の参考例 別紙 1

重要事項説明書の例は作成の参考として提供するものです。各事業の実情に応じて適切な内容が定められるよう留意しつつ、実際の作成に当たってください。

4 運営規程について

下記に掲げる施設等の運営についての重要事項に関する規定を定めることとなります。

法人の場合は、理事会、役員会等を経て決定してください。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 子どもの区分（年齢）ごとの利用定員
- (7) 特定地域型保育の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

○運営規程の参考例 別紙2

運営規程の例は作成の参考として提供するものです。ひな形の中の第1条から第13条までは必ず規定しなければいけない事項となっています。また、第14条以降は、その他施設・事業の運営に関する重要事項の記載例であり、条例に定められた事項となっています。

例に記載している事項以外の事項を記載することも可能です。各事業の実情に応じて適切な内容が定められるよう留意しつつ、実際の作成に当たってください。

5 利用契約書について

平成27年4月からの新制度施行に伴い、施設・事業を利用する利用者とは、利用契約書を結ぶことになります。

各園において作成いただいた重要事項説明書を交付し、同意を得たうえで、利用者に発行されている支給認定証を確認の上、保護者との利用契約を締結してください。また、利用契約の締結後、契約にかかる内容に変更があった場合は、変更内容について保護者に説明を行い、同意を得てください。

- ・利用契約書の作成例を参考に利用契約書を作成してください。
- ・利用契約書は2通作成し、利用者と各園双方が自署又は記名押印のうえ、1通ずつ保有してください。きょうだい児で利用される場合でも利用者一人につき2通作成したうえで、1通ずつ保管するようにしてください。

6 給付費等の額にかかる通知等〈保育所以外〉

法定代理受領によって特定地域型保育に係る給付費等の支給を受けた場合は、保護者に対し、受領した給付費等の額を通知する必要があります。

7 留意事項

条例の規定事項は、新制度施行後の監査等の対象となります。重要事項説明・運営規程・利用契約書等を確認させていただく予定です。